

平成29年第2回市原市議会定例会議案概要

専決処分承認	……	3件
人事案件	……	5件
条例の新規制定	……	3件
条例の一部改正	……	5件
市道路線の廃止	……	1件
市道路線の認定	……	1件
財産の譲渡	……	1件

計 19件

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

(市原市税条例の一部を改正する条例の制定について)

- 本案は、地方税法の一部改正に伴い改正したものであり、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成29年3月31日

施行期日 平成29年4月1日(条文整理に伴う改正の一部については、公布の日施行)

◆ (参考) 改正の概要

1 市民税関係

- (1) 上場株式等の利子及び配当等について、課税方式の選択の明確化に係る規定を整備する。
- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る特例の適用期限を平成33年度まで延長する。
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を平成32年度まで延長する。

2 固定資産税関係

- (1) 震災等に係る特例を常設化するための規定を整備する。
- (2) タワーマンションの固定資産税における按分方法の申出に係る規定を整備する。
- (3) 耐震改修又は省エネ改修を行った長期優良住宅に係る特例の申告に係る規定を整備する。

3 軽自動車税関係

- (1) 燃費性能等の優れた新車の軽自動車における軽自動車税の税率の特例(グリーン化特例)について、対象となる燃費性能の基準を引き上げた上で適用期限を平成31年度まで延長する。
- (2) グリーン化特例の適用を受けた軽自動車税について、不正行為に起因して納付不足額が発生した場合の賦課徴収に係る規定を整備する。

4 条文整理に伴う改正

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

(市原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)

- 本案は、地方税法の一部改正に伴い改正したものであり、急施を要したので専決処分をしたものである。

専決処分日 平成29年3月31日 施行期日 平成29年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

条文整理に伴う改正

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度市原市一般会計補正予算(専決第1号)について)

- 本案は、国庫支出金の交付決定に伴い臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業費を調整する必要が生じ、急施を要したので専決処分をしたものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,024,375千円としたものである。歳入としては国庫支出金を計上したものである。

専決処分日 平成29年5月2日

議案第37号 固定資産評価員の選任について

- 本案は、市原市固定資産評価員 立花康寿（タチバナヤスヒサ）を平成29年6月29日をもって解任することとなったので、新たに清宮宏之（セイヤヒロユキ）を固定資産評価員として選任しようとするものである。

生年月日 昭和33年4月26日

住 所 千葉市若葉区都賀の台4丁目5番7号

◆（参考）略歴

昭和57年	3月	國學院大学経済学部卒業
昭和57年	4月	市原市採用 市原市雇員 市民生活部青少年課市原青少年会館勤務
昭和58年	4月	市原市事務吏員
平成12年	4月	総務部秘書課主査
平成15年	8月	総務部秘書課副主幹
平成19年	4月	企画部人権・国際交流課課長補佐
平成20年	4月	市民生活部市民活動支援課主幹 総括担当・課長補佐担当兼務
平成21年	4月	生涯学習部国体推進課長
平成23年	4月	財政部次長
平成26年	4月	経済部長
平成29年	4月	財政部長（現在に至る）

議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 本案は、市原市固定資産評価審査委員会委員舩越豊氏が平成29年7月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員に選任しようとするものである。

生年月日 昭和20年11月22日

住 所 船橋市前原東5丁目48番16号

◆（参考）略歴

昭和45年	3月	東京大学法学部Ⅰ類（私法コース）卒業
昭和47年	3月	東京大学法学部Ⅱ類（公法コース）卒業
昭和47年	4月	参議院法制局入局
昭和56年	3月	参議院法制局退職
昭和61年	4月	法律事務所開設（現在に至る）
平成11年	4月	千葉県弁護士会副会長
平成12年	3月	
平成14年	8月	市原市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員 小野勝彦（オノカツヒコ）氏が平成29年9月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和22年5月8日

住 所 市原市椎津1999番地2

◆（参考）略歴

昭和41年	3月	千葉県立茂原農業高等学校卒業
昭和41年	4月	酪農業（現在に至る）
昭和52年	4月	市原市消防団姉崎支団第八分団分団長
昭和53年	3月	
昭和62年	4月	市原市立有秋中学校PTA環境部長
昭和63年	3月	

平成15年 4月) 永藤町会長
 平成17年 3月
 平成16年 4月) 市原市町会長連合会有秋地区会副会長
 平成17年 3月
 平成16年 4月) 市原市有秋地区社会体育振興会副会長
 平成17年 3月
 平成17年 4月) 東葛千葉酪農農業協同組合理事
 平成26年 3月
 平成26年10月 防犯指導員（現在に至る）
 平成17年10月) 人権擁護委員
 平成20年 9月
 平成20年10月) 人権擁護委員
 平成23年 9月
 平成23年10月) 人権擁護委員
 平成26年 9月
 平成26年10月 人権擁護委員（現在に至る）

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について

○ 本案は、人権擁護委員 高久美登里(タカミ トリ)氏が平成29年9月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和27年2月3日

住 所 市原市東五所25番地8

◆ (参考) 略歴

昭和47年 3月 千葉敬愛短期大学卒業
 昭和47年 4月 市原市立辰巳台東小学校教諭
 昭和51年 4月 市原市立石塚小学校教諭
 昭和59年 4月 市原市立五井小学校教諭
 平成 2年 4月 市原市立湿津小学校教諭
 平成 9年 4月 市原市立京葉小学校教諭
 平成12年 4月 市原市立牧園小学校教諭
 平成17年 3月 退職
 平成17年 5月 市原市教育委員会非常勤講師
 平成20年 2月 退職
 平成20年10月) 人権擁護委員
 平成23年 9月
 平成23年10月) 人権擁護委員
 平成26年 9月
 平成26年10月 人権擁護委員（現在に至る）

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員 村山路子(ムヤマ ミチコ)氏が平成29年9月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和27年3月3日

住 所 市原市五井5693番地7

◆ (参考) 略歴

昭和45年 3月 東京都立芝商業高等学校卒業

昭和45年 4月 東京ガス株式会社入社

昭和48年 6月 退社

平成 2年 7月

) 市原市青少年補導員

平成26年 6月

平成11年 4月

) 市原地区更生保護女性会支部長

平成22年 3月

平成13年 4月

) 市原市青少年育成五井地区民会議事務局長

平成21年 6月

平成16年12月 民生委員・児童委員 (現在に至る)

平成18年 5月 五井地区社会福祉協議会理事 (現在に至る)

平成20年10月

) 人権擁護委員

平成23年 9月

平成23年10月

) 人権擁護委員

平成26年 9月

平成26年10月 人権擁護委員 (現在に至る)

議案第42号 市原市認定こども園設置及び管理等に関する条例の制定について

- 本案は、市原市認定こども園の設置及び管理等に関する事項を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日（準備行為については公布の日）

◆（参考）制定の概要

1 設置する認定こども園の名称及び位置

名 称	位 置
市原市姉崎認定こども園	市原市姉崎2150番地1
市原市今津認定こども園	市原市今津朝山78番地
市原市五井認定こども園	市原市平田543番地1
市原市八幡認定こども園	市原市八幡1050番地1
市原市牛久認定こども園	市原市皆吉959番地
市原市高滝認定こども園	市原市養老952番地
市原市辰巳台認定こども園	市原市辰巳台東2丁目21番地1

2 入園の要件

- (1) 年度初日の前日において満4歳に達している子どものうち、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
- (2) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
- (3) 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（高滝認定こども園及び辰巳台認定こども園を除く。）

※支援法（抜粋）

- ・第19条第1項第1号
満三歳以上の小学校就学前子ども（第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- ・第19条第1項第2号
満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ・第19条第1項第3号
満三歳未満の小学校就学前子どもであって、第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

議案第43号 市原市小規模保育事業所設置及び管理等に関する条例の制定について

- 本案は、市原市小規模保育事業所の設置及び管理等に関する事項を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日（準備行為については公布の日）

◆（参考）制定の概要

1 設置する小規模保育事業所の名称及び位置

市原市里見小規模保育事業所 市原市徳氏108番地

2 入園の要件

- (1) 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
- (2) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（ただし、地域における同号に掲げる子どもに該当する小学校就学前子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市が認めるときに限る。）

議案第44号 市原市保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市原市認定こども園及び市原市小規模保育事業所の設置等に伴い、市原市認定こども園に移行する保育所等を閉所すること並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行により、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆ (参考) 改正の概要

1 市原市保育所の閉所 (施行期日 平成30年4月1日)

(1) 市原市認定こども園へ移行するため、閉所する保育所

名 称	位 置
市原市姉崎保育所	市原市姉崎2150番地の1
市原市今津保育所	市原市今津朝山78番地
市原市五井保育所	市原市平田543番地の1
市原市八幡保育所	市原市八幡1050番地の1
市原市牛久保育所	市原市皆吉959番地
市原市高滝保育所	市原市養老952番地

(2) 市原市小規模保育事業所へ移行するため、閉所する保育所

名 称	位 置
市原市里見保育所	市原市徳氏108番地

(3) 民間の代替施設へ移管するため、閉所する保育所

名 称	位 置
市原市姉崎第二保育所	市原市姉崎2526番地の2
市原市椎津保育所	市原市椎津1098番地の1
市原市若葉保育所	市原市五井5470番地
市原市袖ヶ浦保育所	市原市八幡1390番地
市原市市津保育所	市原市潤井戸1327番地

(4) 上記以外の閉所する保育所

名 称	位 置
市原市白鳥保育所	市原市大久保562番地の4

- 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、行政機関等は障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないと明記されたことから、障がい等、対象児童の特徴のみを理由として、入所を制限できる旨の規定を削除する。(施行期日 公布の日)

議案第45号 市原市立幼稚園設置条例の一部を改正する等の条例の制定について

- 本案は、市立幼稚園を閉園するため、制定しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日ほか

◆ (参考) 制定の概要

1 改正等する条例

- (1) 市原市立幼稚園設置条例
- (2) 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例
- (3) 市原市学校給食共同調理場の設置等に関する条例
- (4) 市原市附属機関設置条例
- (5) 市原市立幼稚園使用料及び利用者負担に関する条例

2 概要

(1) 市原市立幼稚園設置条例

- ・市原市立辰巳台幼稚園を閉園する。(施行期日 平成30年4月1日)
- ・市原市立幼稚園設置条例を廃止する。(施行期日 平成31年4月1日)

(2) 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例、市原市学校給食共同調理場の設置等に関する条例及び市原市附属機関設置条例(施行期日 平成31年4月1日)

- ・市原市立幼稚園設置条例の廃止に伴う文言整理

(3) 市原市立幼稚園使用料及び利用者負担に関する条例(施行期日 平成31年4月1日)

- ・市原市立幼稚園設置条例の廃止に伴い、廃止する。

議案第46号 市原市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地方税法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆ (参考) 改正の概要

1 個人市民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う改正

(施行期日 平成31年1月1日)

「控除対象配偶者」について、「同一生計配偶者」に名称を変更する。

2 地方決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に伴う改正

- (1) 家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を規定する。

(施行期日 公布の日)

- (2) 企業主導型保育事業についての固定資産に係る課税標準の特例措置を規定する。

(施行期日 公布の日)

- (3) 市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を規定する。(施行期日 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日)

3 条文整理に伴う改正

議案第47号 市原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地方税法の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆ (参考) 改正の概要

1 地方決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に伴う改正

- (1) 家庭的保育事業等の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置を、市原市税条例の改正により適用する。

- (2) 企業主導型保育事業についての固定資産に係る課税標準の特例措置を規定する。

(施行期日 公布の日)

- (3) 市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置を規定する。(施行期日 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日)

2 条文整理に伴う改正

議案第48号 市原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、白金小学校第2児童クラブ、辰巳台西小学校第2児童クラブ、清水谷小学校第3児童クラブ、湿津小学校第2児童クラブ及びちはら台桜小学校第3児童クラブを開設するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年7月1日

◆ (参考) 改正の概要

新規開設施設

名称	区分	定員
白金小学校第2児童クラブ	余裕教室の利用(既存児童クラブ)	40名
辰巳台西小学校第2児童クラブ	特別教室等の一時的な利用(家庭科室)	40名
清水谷小学校第3児童クラブ	特別教室等の一時的な利用(家庭科室)	40名
湿津小学校第2児童クラブ	余裕教室の利用(多目的室)	40名
ちはら台桜小学校第3児童クラブ	特別教室等の一時的な利用(生活科室)	40名

議案第49号 市原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、企業立地に係る奨励金の対象分野及び交付割合の拡充により、産業の誘導を図るため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

1 対象施設等の名称変更

(1) 「新産業関連施設」を「成長分野関連施設」に変更する。

(2) 「新産業立地奨励金」を「成長分野立地奨励金」に変更する。

2 「成長分野立地奨励金」の対象分野に「先端素材関連分野」及び「医療関連分野」を追加する。

3 「成長分野立地奨励金」の交付割合について、固定資産税相当額の「100分の50」から「100分の60」に拡充する。

議案第50号 市道路線の廃止について

- 本案は、市道1路線を廃止しようとするものである。

◆ (参考) 廃止路線の概要

市原市菊間コミュニティセンター駐車場整備工事に伴い、一般交通の用に供さなくなることから、当該路線を廃止しようとするものである。

議案第51号 市道路線の認定について

- 本案は、市道17路線を認定しようとするものである。

◆ (参考) 認定路線の概要

都市計画法第39条及び第40条第2項の規定により、管理帰属された路線（株式会社グランドアールから2路線、株式会社ライフから4路線、株式会社新昭和から8路線、株式会社市原ハウジングから1路線）及び市原市菊間コミュニティセンター駐車場整備工事に伴い、廃止される市道3144号線の存置する部分の起点を改めた新路線（2路線）を認定しようとするものである。

議案第52号 財産の譲渡について

- 本案は、旧市原ショッピングスクエアビルに係る資産活用事業について、平成29年4月18日に開催した企画提案審査会において事業提案書の審査をしたところ、平成29年4月20日に株式会社新昭和を代表者とするグループが本事業の優先交渉権者となり、平成29年5月15日にグループの代表者を契約の相手方と決定し、仮契約を平成29年5月24日付けで締結した。

については、株式会社新昭和と本契約を締結しようとするものである。

◆ (参考) 譲渡財産の概要

1 譲渡財産

市原市五井中央西2丁目24番8外6筆 宅地 10, 265. 34㎡

SRC造地下1階付き6階建て外2棟 26, 119. 02㎡

2 譲渡予定価格

215, 000, 000円

3 譲渡の相手方

千葉県君津市東坂田4丁目3番3号

株式会社新昭和 代表取締役 松田芳彦